

公益通報者保護法改正についての意見書
～消費者委員会公益通報者保護専門調査会「中間整理」を受けて～

【意見の趣旨】

- 1 通報者に対する不利益取扱いを行った事業者に対する行政処分を導入すべきである。
- 2 1号通報先、2号通報先ともに通報者を特定しうる情報に関して守秘義務を課すべきである。
- 3 事業者及び行政機関に内部通報体制の整備義務を課すべきである。
- 4 通報を根拠付ける資料の収集行為が免責されることを明記すべきである。

【意見の理由】

1 はじめに

内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会は、本年7月18日に「中間整理」を公表した。

この中間整理は、公益通報者保護法の改正に関し、通報者の保護の観点からなお不十分な点があるものの、①労働者に限定されていた通報者の範囲を退職者や取締役にも拡大すること、②通報対象事実の範囲を明文の根拠ある行政処分等の行政措置の対象となっているものにも広げること、③外部通報の要件を緩和（2号通報については真実相当性の要件緩和、3号通報においては特定事由の要件緩和）すること、④消費者庁に公益通報を受け付ける一元的窓口を設けること、⑤通報者に対する解雇が行われた場合の立証責任を事業者に転換すること等について法改正を行う方向性を明確に示しており、一定の評価ができる。

今後は、中間整理において示された方向性を基礎としつつ、さらに通報者が保護され、安心して公益通報を行うことができる仕組みを構築する方向で法改正の議論がされなければならない。

法改正において盛り込まれるべき事項は多々あるものの、上記中間整理を受け、特に法改正において重要と考える4点につき意見を述べる。

2 不利益取扱いを行った事業者に対する行政処分の導入について

通報者に対する不利益取扱いを行った事業者に対する制裁措置が規定されていない現行法の下では、公益のために通報を行った者が、事業者から不利益取扱いを受け、当該不利益取扱いを甘受するか、多大な時間的・経済的・精神的負担を負って事業者と法廷で争わざるを得ない状況に追い詰められている。

通報者が受ける可能性のある不利益取扱いのリスクを考えたとき、通報者は通報を思い止まり、企業内不祥事の早期発見は困難となる。

公益通報によって企業内不祥事を早期発見し、一般市民、ひいては社会全体の利益の保護を図るためには、不利益取扱いを行った事業者に対する行政処分を導入し、通報者が安心して通報を行える制度を整備しなければならない。

行政処分の内容としては、勧告・公表に止まらず、勧告に従わなかった場合の措置命令や措置命令に従わなかった場合の刑事罰を含めて導入すべきである。

3 1号、2号通報先の守秘義務について

事業者による不利益取扱いが、通報者に通報を思い止まらせていることは前述のとおりであるが、この事業者による不利益取扱いは、通報先が通報者を特定しうる情報を事業者に漏らすことに起因することが多い。

通報者が1号通報先、2号通報先に安心して通報を行うためには、通報者を特定しうる情報を事業者に漏らさないという守秘義務を1号通報先、2号通報先に課すことが不可欠である。

なお、3号通報先に守秘義務を一律に課すことは困難であることから、3号通報先に守秘義務を課すべきではない。

また、守秘義務が解除される例外を認めるかという点については、通報者に対する不利益取扱いの禁止が徹底されているのであれば、そのような例外場面もあってしかるべきだが、そのような状況にない現状では到底守秘義務の解除を認めることはできない。

4 内部通報体制整備義務について

企業内不祥事を早期に発見するには、保護要件が最も緩和されている1号通報の促進を図ることも考えられなければならない。そのためには事業者、行政機関を問わず、内部通報体制が整備されなければならない。

また、内部通報体制が整備されれば、不利益取扱いを受ける可能性のある通報者への支援体制について認識が広がり、通報者に対する不利益取扱いを抑止する効果も期待できる。

そこで、事業者であると行政機関であるとを問わず、内部通報体制整備義務を法律上課すべきである。

そのうえで、内部通報体制整備義務の履行を確保するため、同義務に違反した事業者に対する行政措置を導入すべきである。

なお、従業員が300名以下の中小企業等に対しては、内部通報体制整備義務を努力義務とすることも考え得る。

5 資料収集行為の免責について

公益通報を行うにあたり通報内容を根拠づける資料収集が必要であることは、2号通報、3号通報のみならず、1号通報でも同様である。

通報を根拠付ける資料の収集行為は、その目的・手段が相当である限り公益通報を支える正当行為であって、免責されなければならない。仮に、資料収集行為について法的責任を問われる可能性があるとなれば、通報を考える者が自己の通報行為の正当性を明らかにすることに不安を覚え、通報に消極的になってしまう。

資料収集行為の免責が明文化されれば、通報者が自己の通報行為の正当性を容易に明らかにでき、1号通報がより促進される可能性もある。

この点、資料収集行為を免責することを明文化することに消極的な意見もあるが、通報者が収集した資料を目的外に使用した場合などについての制裁規定を例外として明記すれば懸念されているような事業者側の不利益は生じないと考えられる。

したがって、通報を促進するため、資料収集行為に関する免責規定を明文化すべきである。

以上

2018（平成30）年11月16日

千葉県弁護士会

会長 拝 師 徳 彦